

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

令和元年 5 月 1 6 日（木）

開 催 日 時 令和元年5月16日（木） 午後2時00分～午後3時59分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
高槻成紀 委員
三町章 委員
山口有紀子 委員

説明のための出席者 齊藤豊 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
川上吉晴 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
安部幸一郎 学務課長
荒木忍 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
坂本伸之 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
飯島健一 教育総務課長補佐
松長功二 学務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
岡村由美子 指導課長補佐
中村和哉 指導主事
窪田隆徳 指導主事
高松弘一 中央図書館長補佐
湯浅忠 行政経営課長

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍 聴 者 0名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（11）及び議案第7号、第8号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○古川教育長

初めに、教育長報告事項を行います。

（1）平成31年度教育施策連絡協議会について、私からご報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

本協議会は、4月16日火曜日、午後2時から、中野サンプラザ「サンプラザホール」にて開催され、森井教育長職務代理者、山口委員、余語教育総務課長、そして、私、古川が参加いたしました。

初めに、小池百合子都知事からビデオメッセージによる挨拶がございました。「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の実現をより確かなものにするため、「都市力の強化」「稼ぐ東京」「人と人を繋ぐ」の3点を柱とした施策を展開しているとの話がありました。中でも、「人と人を繋ぐ」の分野は、教育委員会と学校関係者が一体となってさまざまな施策を行ってきており、今年度もさらなる取組を進めていただきたいとの、知事の考えを示されました。

東京2020大会に触れ、オリンピック・パラリンピック教育が、子どもたち一人ひとりにとって今後の人生の糧となる掛けがいのないレガシーとなることが重要だと話されました。

後段では、教育の質を維持・向上していくためには、学校の「働き方改革」の推進が重要であり、教育委員会と学校が一体となって取り組んで欲しいとのお話がございました。

次に、東京都教育委員会、中井敬三教育長から、「平成31年度主要施策の概要について」説明がございました。

1点目は、「学校における働き方改革の現状」です。平成29年度、平成30年度の都立学校や小・中学校の状況と、施策の取組内容及び成果が示されました。そして、平成31年度の主な

取組と平成31年度以降の中期的取組が示されました。学校をきめ細かくサポートする財団法人を全国初設立して、学校を支援していくとの考えも示されました。

2点目は、「東京都教育ビジョン（第4次）について」です。今後5年間の施策展開の方向性を示した羅針盤であるとの説明がございました。

3点目は、「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に関わる施策」です。初めに、「基礎学力の定着を図る教育」「グローバルに活躍する人材を育成する教育」「オリンピック・パラリンピック教育の推進とレガシーづくり」について話されました。その後、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、それぞれの特徴的な施策について説明がございました。

次に、瀧沢佳宏指導推進担当部長から、「グローバルに活躍する人材を育成する教育」について話がありました。「東京都教育ビジョン（第4次）」における今後5年間の施策展開の方向性の一つとして、生きた英語が身につく、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進することを強調されました。

一つとして、東京都中学校英語スピーキングテストについての説明がありました。スピーキングテストの全体概要や導入までのスケジュールなど、実施方針が示されました。

二つとして、国際交流コンシェルジュについての説明がありました。活動実績として昨年度までの取組例の紹介がありました。

三つとして、東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAYについての説明がありました。昨年度は5万人の利用があり、今年度は予約が既に8万人との報告がありました。

終わりに、「学校における働き方改革について」というテーマでパネルディスカッションがございました。

パネリストの紹介の後に、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部、善積康子氏から基調講演がありました。

働き方改革について、昨年度、大阪府下A市で実施したアンケート調査（児童・生徒と向き合う時間が十分取れているか）の結果を示しながら、小学校では30代、中学校は40代と50代の教員が、そうは思っていない割合が多いという話から始まりました。多くの学校に見られる課題としては、会議や打ち合わせの時間が長い、情報の共有化ができていない、書類等の作成に時間がかかるなどが挙げられました。また他の調査では、職場に風通しのよい、相談しやすい空気感があると、仕事のはかどると感じる人が増える。職場の雰囲気づくりには、管理職のマネジメント力が重要だと話がありました。

その後、パネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションのコーディネーターは、東京都教育委員会委員の山口香氏が務められました。善積氏の基調講演を聞いて、学校現場はどうですかという話から始まるスムーズな導入でした。

武蔵野市立第五小学校長、嶋田晶子氏と西東京市立けやき小学校教諭、辻野淳子氏が小学校の現場の様子を、日野市立第二中学校副校長の但野嘉美氏と同校主任教諭、白石竜馬氏が中学校の現場を、都立橘高等学校長、菅原敏雄氏と都立日本橋高等学校教諭、玉腰隆幸氏が高校の現場を、都立水元小合学園校長、篠崎友誉氏と都立港特別支援学校主幹教諭、瀬尾三冬氏から特別支援学

校の現場の紹介がありました。

続いて、子どもたちの学習指導や生活指導を行っている教諭の立場で課題と感じていることや、学校での働き方改革の実践の様子を、特別支援学校、高等学校、中学校、小学校の順番で報告がありました。特別支援学校の瀬尾主幹教諭から、業務の平準化などを目指して、スタンダードをつくるなどしているとの話がありました。高等学校の玉腰教諭から、ワークシートの共有化など業務の見直しや、部活動指導員の活用により環境を変えていきたいとの話がありました。中学校の白石主任教諭から、元校長の2名のスクール・サポート・スタッフが学年だよりや学級だよりの発行の手伝いをしており、担任の負担の軽減になっているとの話がありました。小学校の辻野教諭からは、いつでも他の学級の授業が見られるなど、学校の雰囲気づくりがなされており、働きやすさにつながっているとの話がありました。

続いて、管理職としてどのような実践を行ってきたかなどの報告が、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の順番でありました。小学校の嶋田校長からは、朝会や夕会を利用して会議の精選を図っている。今後は、先生方の考えを聞きながら働き方改革を進めていきたいと話がありました。中学校の但野副校長からは、机上の整理を徹底させたり、ガイドラインに沿った部活動をしたりしている。また、スクール・サポート・スタッフがよく機能しているとの話がありました。高等学校の菅原校長からは、ペーパーレスを導入し会議の精選や起案の電子化を進めている。部活動や学校の行事の精選を行いたいとの話がありました。特別支援学校の篠崎校長からは、会議の開始時刻と終了時刻を徹底することによる時間の効率化や、授業の時間割りの見直しや副校長の支援員の活用など、実践の紹介やさまざまな提案がなされました。

その後、コーディネーターの山口氏が善積氏に意見を求め、まとめを行いました。山口氏のテンポのよい進行により大変わかりやすく、これからの働き方改革の推進に参考になることが多い、有意義なパネルディスカッションになりました。

私からの報告は以上でございます。以上で教育長報告事項を終了いたします。

(委員報告事項)

○古川教育長

次に、委員報告事項を行います。

(1) 東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会について、森井教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○森井教育長職務代理者

委員報告事項(1)東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会についてを、私からご報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

5月17日に開催予定の第63回定期総会に先立ちまして、4月24日水曜日に東京自治会館において理事会が開催されました。

資料No.2の1議題等の(2)にあります平成30年度の事業報告及び歳入歳出決算が承認され、続いて今年度の事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)が可決されました。なお、以前から繰越金が多額であることについて、予算の有効活用や適正な執行を行うよう意見が出されておりました。このことについて、事務局から適正な予算執行に努めた結果、平成30年度の歳入歳出決算において前年度に比べて繰入金が増加したこと、また、平成31年度の歳入歳出予算(案)編成に対して、実績に基づく精査等を行い、適正な予算計上を行ったことの説明がなされました。

○古川教育長

ありがとうございました。以上で委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

初めに(1)令和元年5月1日現在の児童・生徒数について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項(1)令和元年5月1日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の在籍児童を含めて9,883人で、前年と比べ、全体の児童数は210人の増でございます。

このうち通常の学級の在籍児童数は9,731人で、前年と比べ、211人の増でございます。

また、特別支援学級の在籍児童数は152人で、前年と比べ、1人の減でございます。

次に、中学校の生徒数は、特別支援学級の在籍生徒を含めて4,028人で、前年と比べ、全体の生徒数は1人の減でございます。

このうち通常の学級の在籍生徒数は3,959人で、前年と比べ、1人の増でございます。

また、特別支援学級の在籍生徒数は69人で、前年と比べ、2人の減でございます。

○古川教育長

次に、(2)令和元年度小平市立小・中学校移動教室の実施について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項(2)令和元年度小平市立小・中学校移動教室の実施についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

各学校別の実施予定表のとおり、小学校につきましては、実施期間は、小平第三小学校、小平

第十三小学校の5月20日から、小平第十二小学校の7月10日までで、いずれも2泊3日でございます。実施場所につきましては、長野県南佐久郡南牧村野辺山の「帝産ロッジ」を利用いたします。

中学校につきましては、第3学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。実施期間は、小平第三中学校、小平第五中学校の1月19日から、小平第一中学校の2月4日までで、いずれも2泊3日でございます。

○古川教育長

次に、(3)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項(3)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

平成31年4月下旬に小平市立小平第一中学校におきまして、季節外れのインフルエンザの流行が見られたことから、臨時休業措置を行いました。今シーズンの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で13校、延べ61学級、中学校で8校、延べ33学級でございます。

現時点におきまして、インフルエンザの流行は終息していると思われませんが、各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、改めて対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(4)小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画策定の基本方針について説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(4)小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画策定の基本方針についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

現在推進しております「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」が令和2年度末に対象期間の終了を迎えることから、このたび、「小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画」の策定に取り組むことといたしました。策定の基本方針について概要をご報告いたします。

詳細につきましては、荒木教育施策推進担当課長から説明させます。

○荒木教育施策推進担当課長

資料に沿ってご説明いたします。

1の計画策定の背景ですが、現行の「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」は、一段落目にありますとおり、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、小平市の全ての子どもたちが生き生きと育っていくことを基本理念としております。

前期計画策定後8年が経過し、さまざまな成果が見られる中で、特別支援教育に対するニーズが多様化しており、変化に即した施策を講じる必要がございます。そこで、4段落目、「そこで」から始まる段落でございますが、本市における特別支援教育をさらに充実させるため、これまでの成果と課題を基に、重点施策や取組の視点等について方向性を定め、公募市民を含めた検討委員会等により、「特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」を策定するものでございます。

2の計画の位置づけでございますが、本計画は、小平市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画をあわせもつ、総合的な計画であり、「改訂版小平市教育振興基本計画」の個別計画としての意味ももっております。策定にあたりましては、関連計画に留意して進めてまいります。

3の計画対象期間でございますが、「令和3年度から令和7年度までの5年間」でございます。

4の計画策定体制でございますが、(1)小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会を設置し、計画案を検討いたします。

また(2)のとおり、素案の段階で、広く市民からの意見を収集し、計画に反映をいたします。

(3)の庁内計画策定体制でございますが、計画案の調整は、①の小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会が行い、実務的な課題の検討は、右に移りまして、②のワーキングチームにより行ってまいります。

大きな5番、計画策定上の留意事項といたしましては、計画策定の進捗状況を市議会と教育委員会に報告するとともに、小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会は公開とし、会議の要旨や審議資料等についても、ホームページ等で公表いたします。

6のアンケート調査の実施についてでございますが、特別な支援を受けている児童・生徒の保護者を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料といたします。

7の計画策定スケジュールの概要は資料のとおりでございます。

○古川教育長

次に、(5)小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部改正について説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(5)小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部改正についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

本要綱は、小平市立中学校に部活動指導員を配置することにより、部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的とし、制定したものでございます。

平成31年4月に開始した部活動指導員の配置について、このたび、非常勤講師を委嘱の対象者にできるよう、委嘱の要件に関する条文の改正を行いました。

詳細についてご説明いたします。

改正点は、対象者の要件につきまして、従来は「部活動の意義を理解し指導員の任務を遂行できる者、指導を行う部活動の種目の実技指導に関して優れた専門的な知識及び経験を有し安全な指導ができる者、年齢18歳以上の者（高校生を除く）のほか、公立学校の教職員・非常勤職員及び非常勤講師以外の者」としていましたが、この要件のうち「非常勤講師以外の者」を削除いたしました。

改正理由として、東京都立学校の部活動指導員においても非常勤講師の配置を認めていることや、今年度の中学校部活動において、専門性を有する人材を確保する必要があるためでございます。

なお、施行期日は、平成31年4月26日でございます。

○古川教育長

次に、(6)小平市市民学習奨励学級実施要綱の一部改正について説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(6)小平市市民学習奨励学級実施要綱の一部改正についてを説明いたします。資料No.8をご覧ください。

本改正の内容でございますが、支援を必要とする団体が適切に支援を受けられるようにするため、明確化した選考審査基準に基づいて、選考審査会で審査するよう改正したものでございます。

その他、現状に即した適正な内容に文言等を整理いたしました。

詳細につきましては、坂本中央公民館長から説明させます。

○坂本中央公民館長

それでは、ご説明をいたします。

1の改正の理由でございますが、公民館では、市民の社会教育団体の学習及び文化活動を助長・促進する事業として市民学習奨励学級を行っています。この事業は、市民の団体が公民館から助言や講師謝礼の支払い等の支援を受けて講座または講演会の企画及び運営を行い、そのことを通して団体運営の強化や会員の増加を目指し、学習機会の拡大を図るというものでございます。

そのため、新たに発足した団体や会員減少などの課題を抱えた団体に対して重点的に支援することが、事業の趣旨により合致したものとなりますが、近年の状況を顧みると継続的な学習活動の実績を有する団体も含まれておりました。このたびはこれらのことを踏まえて、より支援の必

要な団体に適切な支援ができるよう事業の実施方法を見直すために、実施要綱を改正したものでございます。

2の改正の内容でございますが、(3)の要綱の整理及び文言の修正を除きますと、2点となります。1点目は、(2)にありますように、市民学習奨励学級審査会を設置し、同審査会の審査により選考を行う旨を規定したこと。2点目は、(1)にありますように、募集要項を定めて公表する旨を明文化したことでございます。また、これにあわせて、募集要項に選考審査の方法とその基準を記載し、団体に示すことで、より支援が必要な団体の応募につなげていきたいと考えております。

3の予算措置につきましては、4団体が各5回の講座等を行うための講師謝礼として、44万円を今年度の当初予算に計上しております。

4は、施行期日で本年5月8日からの施行となっております。

最後に、5のスケジュールでございますが、5月10日に応募説明会を行い、集まった団体に募集要項を配付して説明を行いました。5月21日までの募集期間で、申請書類の受け付けを行い、その後対象講座等の選考及び決定をいたします。今月31日には選考された団体に改めて説明会を行い、年度後半からの講座等の実施に向けて団体と公民館との間で具体的な連絡調整を行ってまいります。

○古川教育長

次に、(7)平成30年度小平市立図書館事業統計について説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(7)平成30年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。

資料No.9をご覧ください。

図書館では、図書館事業計画に基づき、昨年度も市民の皆様の教養・調査・研究に役立つよう、資料・情報の提供、レファレンスサービス、子ども読書活動の推進など各種の事業を実施してまいりました。

前半1ページから14ページまでに蔵書及び利用統計を、15ページ以降は各事業の統計を記載してございます。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、平成30年度小平市立図書館事業統計について説明いたします。

1ページをお開きください。

(2)の貸出資料数ですが、平成30年度は146万4,967冊、前年度比で5万2,931点減少しております。

それから(4)所蔵資料数では、約124万冊と昨年度から約500点減少しております。

それからページが少し飛びまして、16ページをお開きください。16ページにはリクエスト件数の記載がございます。リクエストにつきましては、平成24年1月から受付件数を5冊から10冊に拡大したため、増加傾向にありましたが、ここ数年数字的には少し落ちついてきている状況にあります。

次に飛びまして19ページをご覧ください。レファレンス受付件数の記載をしております。前年度比2,317件の減となっております。

また、21ページ以降には、講演会、講座及び展示等の行事統計の記載をしております。なお、平成30年度はブックスタート、地域資料のデジタルアーカイブ化、図書館情報総合管理システムの更新及び立川市との相互利用などを実施いたしました。

○古川教育長

次に、(8)小平市図書館協議会の提言について説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(8)小平市図書館協議会の提言についてを報告いたします。

資料No.10をご覧ください。

初めに、経過でございますけれども、小平市第3次行財政再構築プランの検討項目であります「図書館のあり方の検討」に基づきまして、平成29年度、平成30年度の図書館協議会の研究課題として、「これからの図書館のあり方」が掲げられ、2か年にわたる協議を経て、本年3月に別添資料のとおり提言が出されました。

内容でございますけれども、まず初めに、「図書館を取り巻く動向」から始まり、3ページから4ページにかけて「小平市立図書館のこれまでの取組み」、5ページから7ページ中ほどにかけて、「現状と課題」についてまとめられております。

次に、7ページ後段から9ページにかけまして「今後の小平市立図書館のあり方」について述べられ、中央図書館の機能の充実、司書専門職もしくは司書資格のある職員の長期配置、及び地区図書館の運営主体の変更などについて言及され、結びとして、図書館は市民の情報収集の場、市民に愛される図書館であり続けることを期待するという構成になっております。

受理いたしました提言につきましては、真摯に受けとめ、国、都道府県、他市等の動向を踏まえつつ、小平市教育振興基本計画等にも記載があります「中央図書館機能の充実と地区図書館及び分室の機能の見直し」について検討を進めてまいります。

なお、広く市民に周知するため、この提言を図書館ホームページに掲載する予定でございます。

○古川教育長

次に、(9)寄附の受領について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（9）寄附の受領についてを報告いたします。

資料№.1 1 をご覧ください。

1 は、テント1 張りを青梅信用金庫様より、小平第九小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2 は、金3 万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

3 は、金3, 0 0 0 円を河端茂様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、（1 0）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（1 0）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料№.1 2 のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

本日報告いたしますのは、9 件でございます。うち新規申請は2 件でございます。

受付番号（9）平和と未来のひろば・小平は、平和と未来のひろば・小平実行委員会が主催する事業で、これまでの平和のための戦争展小平から今回事業名等を変更して開催するものでございます。事業の内容は、展示、ブックトーク、映画の上映などを通して、平和と未来について考え、伝え、行動していくことを目的に実施するものです。

受付番号（1 1）第4 1 回“全国親の会”三鷹大会は、特定非営利活動法人SEPY倶楽部が主催する事業で、不登校やひきこもりなどの問題で悩む親への支援を目的に、実際の体験談や臨床心理士の話を聞き、グループディスカッションなどを行うものです。

そのほかの7 件は例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

事務局報告事項（4）小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画策定の基本方針について、資料の4、（2）市民からの意見・要望の収集では、素案段階で市報や市ホームページ

等で収集するですとか、裏面の6、アンケート調査の実施については、特別な支援を受けている児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施するというお話がありました。一方で先日の会議でも特別な支援や個別の対応について保護者の同意が得られないというお話がたくさん聞かれました。私の身の回りでも支援を受けることをためらっていらっしゃるご家庭ですとか、実際に特別な支援を受けたいけれども受けることができない、物理的に不可能だというご家庭の話もたくさん聞いております。

実際に支援を受けている児童や保護者のアンケートも、もちろん大事ですけれども、受けていないご家庭にもぜひアンケートをしていただけたらいいのではないかと思います。子どもの成長は特に低学年くらいですと支援を受けるか受けないかで、その後の成長が大きく変わって来たりもします。必要なご家庭が早く適切な支援が受けられるように、受けていない方にもぜひ積極的なアンケート調査を実施していただけたらいいと思いました。

○荒木教育施策推進担当課長

アンケート調査についてでございますが、現行の計画を策定するときには、アンケート調査は実施しておりません。このたび、初めて保護者のニーズを捉えたいということで調査を実施するものでございます。

周辺市で実施した調査などを参考に現在、調査項目をつくっているところですが、現時点での計画は知的障がい学級に在籍している児童・生徒の保護者、それから「きこえとことば」難聴言語障がい学級に在籍している児童の保護者、それから特別支援教室を利用している児童の保護者、中学校の情緒障がい通級指導学級を利用している保護者、そういった教室を利用していないのですが、通常学級に居て、学校生活支援シートを作成して、各学級の中で何かしら支援を受けている児童・生徒の保護者を対象にしようと思っております。

そういったところから、特別支援学級などに在籍していなくても、何かしらの支援を受けているという児童・生徒の保護者のご意見も承れるのではないかと認識しております。

また、一切、学校生活支援シート等を作成していなくても、パブリックコメントなどで、まだ就学していない保護者の方のご意見や、卒業する保護者のご意見などもお聞きでき、また当事者のご意見もお聞きできるのではないかと認識しております。

○山口委員

通常の学級に居て特別支援のシートが作成されているお子さんを対象にということですが、そこに結びついていない子どもがいるという実感があります。支援を受けます、特別に支援してくださいということが表明できない、表明することをためらっているご家庭が実際は多いのではないかと感じています。広く支援を受けているお子さんだけでなく、支援に結びついていない方にも潜在的なニーズとか、問題点を確認するような仕組みがあるといいと思いました。

○三町委員

事務局報告事項（6）小平市市民学習奨励学級実施要綱の一部改正について、旧要綱でも選考審査の基準等についての説明会を実施するとなっています。

それであれば、当然、その説明の中で新しく発足した団体や課題を抱えた団体についても支援していくという話をされていると思います。それが近年の状況から顧みると継続的な学習活動に実績を有する団体も含まれていると、どこでそういうことが起こってきていたのかということに疑問に感じます。何か原因というのはあるのでしょうか。

○坂本中央公民館長

旧要綱でも説明会の実施など基本的なことは示してございますが、今回の改正に際しては、募集要項を定めることを明文化し、その募集要項に具体的に示すことにしました。昨年度も募集要項中に基準としてはあったものですが、それは審査の基準というよりは、どのような内容の講座を考えてもらうかを示した表現となっておりました。今回は審査委員会も作ったうえで、審査をするといったところが、大きな改正点となっています。

○三町委員

今までは説明の仕方が良なくて、結局、継続的実績のある団体も応募してきて、それを趣旨とは若干違うけれども、認めていたということですか。

○坂本中央公民館長

昨年度までにつきましては、特に立ち上げ後、何年以内であるとか、会員が減っているだとか、そういった状況を抱えていることを特別に加味するというはなかったところでございます。この制度は、何年おきかに見直してきまして、以前は3年間を限度に講師謝礼などの援助をしますということもありましたが、いろいろな団体に出していくための改定も行ってきました。

今回は通常の公民館活動の中で会員が減って、比較的高齢化ということが多いという課題が全体的にあると聞いておりますので、募集要項の中に、このような状況を踏まえて審査の対象とし、優先的に考えていくように変更を図ったところでございます。

○三町委員

余りそういうことを強く説明していなくて、過去の経緯から2年、3年続けてもらえるような経過があったということでしょうか。それを整理するというで、今回以降はここに焦点化してということで改正の意味がわかりました。

続いて、事務局報告事項（7）平成30年度小平市立図書館事業統計について、教えてください。

3ページ、（2）蔵書新鮮率について、視聴覚資料というところで、視聴覚資料ですから、今でいうとCD、DVDかと思うのですが、仲町図書館だけが新鮮なものがないということでしょうか。分室はないのはしょうがないのかと思いますけれども、この仲町図書館にないとい

うのは、そういうシステムが置かれていないということなののでしょうか。7ページ、(4)貸出資料数のところで、仲町図書館は視聴覚について、数字が出ていたと思いますので、教えてください。

それから、6ページ、(3)登録者数・貸出者数について、昨年度よりもどちらも下回っているという傾向が見られるのですが、これは何か市民の変化があったのか、広報不足なのか、どう評価されているのかをお聞かせいただければと思います。

もう1点、14ページ、(12)団体貸出について、学校への貸出が、やや昨年と比べて減少しているという印象がありますけれども、この結果についての評価があれば教えてください。

○高松中央図書館長補佐

(3)登録者数・貸出者数について、減の理由でございますが、他市でもこういった傾向が強いといったところがございます。近隣市の協議会でも話が出るのですが、電子書籍や活字離れなど、そういったことはメディアでも取り上げられたりしますが、明確な理由は把握できていないところでございます。

(12)団体貸出について、こちらは団体貸出の学級文庫と調べ学習用図書が減ってございまして、学校からご依頼いただいたものを貸出するものでございます。今後も少しでも活用の周知を図れるよう努めてまいります。

○古川教育長

蔵書新鮮率についてはどうでしょうか。

○三町委員

最近5年以内に収集した資料と書いてあります。仲町図書館はこの間に建っているのですが、最初にあったものは数えないということになるのでしょうか。

○高松中央図書館長補佐

後ほど確認して回答させていただきます。申し訳ございません。

○三町委員

わかりました。そのほかの件で全体的な減少傾向というのは残念ですけれども、これはできるだけ原因究明、あるいはアピールしていただいて、なるべく利用していただくような形で働きかけたいと思います。

学校についても調べ学習をする学年の内容とか、あるいは教師側の意識にもかかわるのではないかと思いますけれども、極端に減ったりしているので、学校にアピールをしていただくことが大事だと思います。管理職もそうですけれども、図書の関係の先生にも伝えていただいて、せっかくあるものですから活用するようにはしていただけたらと思います。

○森井教育長職務代理者

私も今のところで、学校で調べ学習に図書館を使用しているのが、とても少ないのが気になりました。特に一部の中学校は仲町図書館と連携してさまざまなことを行っているのにもかかわらず、その学校の調べ学習の数が減っていることにとっても残念な気がしました。実際にパソコンなどを使って調べるということも、もちろん大切であるとは思いますが、図書を使って調べるということはとても大事なことです、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

それと、先ほども、貸出資料数や貸出者数が減っているということのご報告があったのですが、それに対してどういう策を講じていくのかということまで考えていただきたいと思います。その課題を確認して、その上で令和元年はどのようにしていきたいのかということも明確にもっていただきたいと思います。他市との図書館の相互利用を行っていることも、市民にさらに読書を薦めたい、読書離れに歯どめをかけたいということもあると思います。利用者が減っている、又例年に比べて他市もそうですということではなく、来年度に向けて、どのあたりをどう改善していくのか、どう広報をしていくのかというところの改善点なども示していただきたいと思いますとの感想をもちました。

○利光中央図書館長

今、委員がおっしゃられましたように、まず現状の確認をしまして、立ち位置をしっかりと捉えて、今後の企画に役立つように進めていきたいと思っています。

○高槻委員

統計をとるといえるのはとても大事なことで、図書館を取り巻く環境はインターネットの発達によって情報収集が自宅で可能になっているというような大きい変化が進行中だということですから、同じ方法で経年的に統計をとっていること自体が非常に重要です。去年と今年は減ったといっても、これは少し長いスパンで傾向を読み取らないと、簡単に答えは出てこないと思います。

森井委員から結果だけでなくもっと重要なものがあるという発言がありましたが、結果がとても大事で、統計をとるといえる行為そのものも大事で、資料10の7ページの図のように、我々が子どものころのように図書館は本を貸すだけではなく、今はこんなに機能が多様化しています。

したがって統計を取る項目も変化しているはずで、今まではこれでしかなかったけど、今の時代になるとこの項目もとっておかないといけないなど、その統計のとり方自体の検討というのは慎重にしてもらいたいと思います。

こういうデータに残る内容と、例えば広報活動で市民に利用を促すというような内容は少し違う作業のように思います。

ですから、図書館全体としての作業としては、その資料を読み取ること、そしてそれを踏まえて今後の活動内容を吟味することが重要だと思います。

○古川教育長

今、事務局報告事項（8）小平市図書館協議会の提言についての方に触れてご意見があったのですが、特に何かありますか。

○利光中央図書館長

今、委員からご意見いただきました、小平市図書館協議会の提言の資料にありますように、図書館のあり方そのものは今見直しが必要になってくるかというご指摘でございます。その中で、そういった意味で統計の書きぶりといいますか、時代に応じて少しずつ変化していくものかと思っておりますので、その辺は情報を収集しながらまた改めさせていただければと思います。

○山口委員

例えば、今、子どもに本の読み聞かせをしようと思ったときには、インターネットの動画サービスなどで絵本の画像が見られて、音楽もついていて、プロの方が読み聞かせをしているものを多用しているお母さん方も大変増えているように感じます。学生や大人ですと、もう本の粗筋はネットで載っていますし、評価も載っている。インターネットで書籍の購入ができて、タブレット上で読んでいる。そういったものを利用している方も増えているような気がします。

誰もがインターネットに繋がれる昨今、図書館にわざわざ足を運ぶことの意味はというのは、正直私自身も自信を持って答えられません。子どもたちも日常の生活の中で図書館をすごく足繁く利用しているというよりは、インターネットで事が済んでしまっている。事を済ませるような課題の出し方を学校の先生がしているようなケースも多いように見られます。

資料10は、統計で図書館利用者が減ってきているということを受けて、市で協議されているところの重点が、職員の専門性とか継続性って必要なのか、そういうことが主に審議されていたという印象を受けたのですが、サービスを受け取る市民としては、本がある、貸し出しをしていただける、ネットもある、それ以外に図書館にできることって何なのかということが知りたい、そこが大事だと思います。

地域学習、社会教育の方面にもなるかと思うのですけれども、人とのつながりとか、安心・安全な場を求めている方ってもう世代を問わず多いので、図書館には本がある場所、本を貸し出す場所ということにとらわれず、広く市民の人が何か利用できるきっかけとか、広報の仕方があるといいのかという感想をもちました。

○古川教育長

ありがとうございました。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（6）小平市市民学習奨励学級実施要綱の一部改正について、改正の理由の中で、近年の状況を顧みると継続的な学習活動の実績を有する団体も含まれているとなっています。

今までの要綱の中にも前年度実施しているものは含まれないとなっているにもかかわらず、実際はそういう団体が継続的に何年も学習奨励学級として活動していたということなのですか。今まではこういった形でチェックをしていって、それが何年も続いている現状を今まで変えられなかったということに疑問を感じます。

○坂本中央公民館長

同じ団体が何回もというようにはならないように、数年分は職員のほうで確認はとっております。ですから、そういったことはないと思いますし、私も今回少し過去のものに遡ってみたのですけれども、同じ団体が続けてということはありませんでした。

団体というのは非常に多くございまして、休眠状態のものもあり、正確な数ではありませんけれども、サークルとして公民館に登録している団体は3,600ほどございます。

そのようにいろいろな団体がありますので、これは自分たちで自立できる場所よりも、そうではない新たに出てきた、講座の開き方がわからないというような、そういった方たちに支援をすることに、重点を置くことが必要です。近年の状況を顧みると、そういった年数が短い、あるいは会員が少なくなってきたような団体に限定してはいなかったものですから、ここで改正したところでございます。

○森井教育長職務代理者

その沢山あるサークルは、今回改正されたことによって、もう一度登録をし直すというようなことをするのか、また休眠しているような状態でも、サークルとしては今後も継続していくということになるのでしょうか。

○坂本中央公民館長

動きがないものは3年たちますと、自動的に公民館のほうで落としていきますので、大体例年変わらないと思います。

ただ、そういった団体、こちらからはどこの団体がどういった状況かはわかりませんので、今回も市報に記事を出させていただきまして、公民館活動は比較的高齢化が目立つ、それから利用者の数がある程度限定されているということがありますので、地域のコミュニティを進めていく上でも必要なものですので、ご紹介しているといったところでございます。

○森井教育長職務代理者

今伺っていて、高齢化などで活動したくても、できない人たちにとって、現在活動しているサークルを広報していただくことで、活動が広がることもあるかと思います。ぜひ市民の方に活動の拠点の場を提供する意味からも、サークルの紹介をこれからも続けていただきたいと思いますし、新たに頑張ろうと思っている人たちには、奨励学級などの支援をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○古川教育長

ほかにございませつか。

○高槻委員

事務局報告事項（5）小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部改正について、質問します。概要を見ると、理由は、非常勤講師については東京都立学校の部活動指導員においても配置を認めていること、専門性を有する人材確保の必要性を鑑みる、この二つです。この二つの理由があると、非常勤講師以外のものを削除することになるという理屈がよくわからないので、教えてください。

○国富教育指導担当部長

わかりにくい表現になりまして申し訳ありませんでした。削除をする項目につきましては、一点のみです。非常勤講師が指導員として任用できないと今までしていましたが、非常勤講師も任用できる形にすることをお伝えしたかったところです。失礼いたしました。

○高槻委員

わかりました。広げるという意味で理解しました。

○古川教育長

ほかはよろしいですか。

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

（協議事項）（議案）

○古川教育長

次の議題でございますが、協議事項（1）令和元年度小平市立中学校教科用図書採択要領について及び、議案第5号、令和2年度使用中学校教科用図書採択方針については、関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。

説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

協議事項（1）令和元年度小平市立中学校教科用図書採択要領について、及び議案第5号、令和2年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。

本件は、本年度の中学校教科書の採択にあたり、小平市教育委員会としての方針及び要領を定めるものでございます。

初めに、今回の採択にあたっての特徴的な状況について説明をいたします。

本年、令和元年度は、本来であれば、道徳以外の中学校教科書について、採択替えの年にあたりますが、学習指導要領の改訂に伴い、新たな学習指導要領に準じた教科書は現在改訂中でございます。新たに文部科学大臣の検定を経た教科書がない状況でございます。

一方で、現在、中学校で使用している教科書は、平成28年度から令和元年度まで使用するという採択をしておりますので、新たに令和2年度に使用する教科書を採択する必要がございます。

このような状況を踏まえ、文部科学省からは、前回の採択替えにおいて用いた調査研究資料を使用することが可能であるとの通知がなされております。

これを受けて、小平市教育委員会といたしましても、前回の調査研究資料に基づいた報告書を使用するものとし、さらにこれまでの4年間の使用実績に基づく所見を参考にしたいと考えております。

お諮りする採択方針及び採択要領は、このような考え方を基調として作成したものでございます。

続いて、採択方針及び採択要領それぞれの詳細につきまして、ご説明いたします。

先に、議案第5号、令和2年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。議案をご覧ください。

この方針では、小平市教育委員会は次の点に留意して、総合的に判断して令和2年度使用の教科用図書の採択を行うものとしたしました。

1、採択は、教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2、教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえて行うこと。3、生徒及び地域の実情に十分配慮すること。4、小平市立中学校における使用実績に基づく所見等を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の資料を活用して行うこと。の4項目でございます。

次に、協議事項（1）令和元年度小平市立中学校教科用図書採択要領について説明をいたします。資料No.14をご覧ください。

こちらは、小平市立中学校において令和2年度から使用する教科書の採択について、法令に基づいて、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めたものでございます。

内容としましては、「第1 目的」「第2 採択組織及び職務」「第3 採択時期」「第4 採択する教科書」「第5 その他」から構成されております。

第2の採択組織及び職務においては、（1）で採択にあたっての教育委員会の職務を明確にしております。

（2）及び（3）では、前回の調査資料に基づいた報告書を使用するものとし、小平市立中学校教科用図書審議委員会及び小平市立中学校教科用図書調査部会は設置しないことを定めております。

この場の協議にて、委員の皆様のご了解をいただければ、この要領に沿って、今後の事務手続を進めてまいります。

なお、中学校における使用実績に基づく所見に関する資料につきましては、7月の定例会の際にお配りする予定でございます。

7月の定例会におきましては、これらの資料に基づき、協議をいただければと存じております。よろしく願いいたします。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町委員

議案第5号令和2年度使用中学校教科用図書採択方針について、4では、小平市立中学校における使用実績に基づく所見等を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の資料を活用して行うとあります。つまり過去のものを資料として活用するということです。しかし、その前段部分のところが要領の中で触れられていません。つまり実績についての所見は誰が書くのかわかりません。要領の中に今回は特別な採択の仕方なので、入れていただきたいと思います。我々は平成27年度の調査報告書より、実績で不都合があるというならそちらを大事にしていきたいと思っています。

誰が所見を書くのかというようなことがわかっていないと、不安なので、明確にさせていただけたらと思います。

○国富教育指導担当部長

今いただきましたご意見につきまして、こちらで検討してまたご報告を申し上げます。

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結します。

先に、議案の採決を行います。

議案第5号、令和2年度使用中学校教科用図書採択方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（1）令和元年度小平市立中学校教科用図書採択要領について、委員より意見

がございました。要領について、修正するというので、それ以外につきまして提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

それでは、以上で協議事項（１）及び議案第５号を終了いたします。
ここで、職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

－暫時休憩－

（協議事項）

○古川教育長

会議を再開いたします。
協議事項を行います。

（２）小平市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の協議について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

協議事項（２）小平市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の協議についてを説明いたします。

資料No.15をご覧ください。

本件は、市役所窓口における諸手続の簡素化・効率化等による市民サービスの向上等を目的に実施する窓口業務改善の一つとして、学務課で所管する転入及び転居の届け出に伴う就学通知書の発行に関することについて、本年7月から市民課での発行を可能とするため、補助執行させる職員に、市民課に属する職員を追加するよう、地方自治法第180条の7の規定により、協議を受けたものでございます。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、このことに、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

それでは、以上で協議事項（２）を終了いたします。

ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。

－暫時休憩－

○古川教育長

会議を再開いたします。

次に、（３）令和元年度小平市教育委員会表彰について説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

協議事項（３）令和元年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料№.16をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状または表彰状を贈呈するものでございます。

今年度の感謝状贈呈の候補者は、校長退職者6名、副校長退職者1名、文化財保護審議会委員1名、図書館協議会委員2名、学校経営協議会委員2名、学校経営協力者6名、学校経営協力者及び学校支援コーディネーター世話人1名、学校経営協力者及び放課後子ども教室コーディネーター1名、学校支援コーディネーター世話人1名、放課後子ども教室コーディネーター2名、教育相談員1名、学校医4名、学校歯科医5名、学校薬剤師3名、スクールソーシャルワーカー1名の計37名でございます。

なお、表彰式は、6月20日（木）を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、「被表彰候補者調書」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、「被表彰候補者調書」につきましてのご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第6号、令和元年度教育予算の補正の申出について提案理由の説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

議案第6号、令和元年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会6月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育費国庫補助金で8万4,000円の増、教育費委託金(都支出金)で130万円の増でございます。

歳出につきましては、教育総務費で130万円の増、小学校費で616万6,000円の増、中学校費で79万円の増、合計して教育委員会が所管する教育費で、825万6,000円を増額いたします。

初めに、教育費委託金(都支出金)及び歳出の教育総務費の教育指導費の増額でございますが、スポーツ教育推進関連事業について、文化プログラム・学校連携事業を実施するため、増額するものでございます。

次に、教育費国庫補助金及び歳出の小学校費、中学校費の教育振興費の増額でございますが、単価の見直しにより、増額をするものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○森井教育長職務代理者

スポーツ教育推進管理事業ですが、謝礼が相当高いという印象を受けました。どのようなプログラムが行われる予定でしょうか。

○国富教育指導担当部長

このプログラムにつきましては、スポーツ教育関連で、文化プログラムです。プログラムの内容については、オペラ公演及びワークショップの体験、それからもう一点が折り紙教室の二つの

プログラムでございます。

○森井教育長職務代理者

それはスポーツ教育推進関連事業でしょうか。

○国富教育指導担当部長

オリンピック・パラリンピック教育の推進事業として、そのテーマの一つに文化というカテゴリーがございます。この中での事業でございます。

○古川教育長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第6号、令和元年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。

3時50分まで休憩します。

午後3時29分 休憩